

令和4年度 第1回甲賀市少年センター協議会 次第

日時: 令和4年(2022年)9月5日(月)

10:00～12:00

場所: 甲賀市役所 3 階 会議室 3 0 1

1. 開 会

- ・ 市民憲章唱和

2. あいさつ

3. 委員自己紹介

- ・ 甲賀市少年センター協議会委員名簿・・資料1

4. 附属機関会議の公開等に関する指針確認事項について

- ・ 甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針・・資料2

5. 報告

- (1) 甲賀警察署管内の状況
- (2) 甲賀公共職業安定所管内の就労状況

6. 議事

- (1) 令和3年度甲賀市少年センター活動状況について・・資料3
- (2) 令和4年度甲賀市少年センター活動状況について・・資料4

7. 意見交換

8. その他

9. 閉会

[添付資料]

- ・ 甲賀市少年センター条例・・資料5
- ・ 甲賀市少年センター条例施行規則・・資料6
- ・ 甲賀市少年センターだより 令和4年度第1号、第2号

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に	あなたも仲間
いろどる山河と	生きいき文化
こぼれる笑顔に	応える安心
うみだす活力	受けつぐ伝統
かがやく未来に	鹿深の夢を

資 料 1

甲賀市少年センター協議会委員名簿

No.	機 関 名	職 名	氏 名	委嘱日	任 期
1	甲賀警察署生活安全課	課 長	高岡 景磯	R4. 4. 1	R4. 4. 1～R5. 9. 30
2	甲賀市保護司会	会 長	中本 欽三	R3. 10. 1	R3. 10. 1～R5. 9. 30
3	甲賀市民生委員児童委員協議 会連合会	理 事	瀧井ちづる	R3. 10. 1	R3. 10. 1～R5. 9. 30
4	甲賀市更生保護女性会	会 長	松井 和子	R4. 4. 1	R4. 4. 1～R5. 9. 30
5	甲賀市少年補導(委)員会	会 長	林 善彦	R3. 10. 1	R3. 10. 1～R5. 9. 30
6	甲賀市青少年育成市民会議	会 計	中井れい子	R3. 10. 1	R3. 10. 1～R5. 9. 30
7	甲賀市区長連合会	副会長	辻本 仁士	R4. 6. 1	R4. 6. 1～R5. 9. 30
8	甲賀市P T A連絡協議会	副会長	谷 弘樹	R4. 6. 1	R4. 6. 1～R5. 9. 30
9	甲賀市小学校校長会 (甲南第二小学校)	校 長	池田 修一	R4. 4. 1	R4. 4. 1～R5. 9. 30
10	甲賀市中学校校長会 (甲南中学校)	校 長	中條 克彦	R4. 5. 1	R4. 5. 1～R5. 9. 30
11	甲賀市湖南市高等学校校長会 (滋賀県立水口高等学校)	校 長	平井 忠美	R3. 10. 1	R3. 10. 1～R5. 9. 30
12	甲賀公共職業安定所	統括職業指導官	稲田 晃一	R3. 10. 1	R3. 10. 1～R5. 9. 30
13	市民環境部生活環境課	課 長	前田 三嗣	R3. 10. 1	R3. 10. 1～R5. 9. 30
14	こども政策部子育て政策課	課 長	田中 淳美	R4. 4. 1	R4. 4. 1～R5. 9. 30
15	教育委員会事務局学校教育課	課 長	前田 正	R3. 10. 1	R3. 10. 1～R5. 9. 30

甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき設置される附属機関の会議（以下「会議」という。）の公開等に関し、会議の公正性の確保と透明性の向上を図ると共に、広く情報を公開することにより市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、公正な市政の推進に資することを目的として、法令等（条例及び規則を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、会議の公開等に関し基本的な事項等を定めるものとする。

(附属機関の範囲)

第2条 前条に規定する附属機関の範囲は、法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところによる市の執行機関が設置する附属機関とする。ただし、次条及び第4条において、全部非公開とする会議の附属機関は、この限りでない。

(会議の公開の基準)

第3条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されている場合
- (2) 甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号。以下「公開条例」という。）第6条各号に定める非公開情報に関し審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき、附属機関の長（以下「会長等」という。）が当該附属機関に諮って行うものとする。ただし、前条の規定により明らかに非公開とすべきものについては、附属機関を所管する所属の長が、会長等の意見を聴く等の方法により、非公開を決定することができるものとする。

2 附属機関は、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(公開の方法等)

第5条 会議の公開の方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
 - (2) 会議を公開する場合、附属機関は傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
 - (3) 傍聴者の定員は5人以上とする。ただし、会場の規模等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
 - (4) 傍聴の受付は、原則として当日、先着順により行うものとする。ただし、多数の傍聴希望者が見込まれる場合等は、この限りでない。
 - (5) 傍聴者に対しては、会議資料（公開条例第6条各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。）を配付し、又は閲覧に供するものとする。
 - (6) 会長等は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。
- （会議の傍聴）

第6条 会議の傍聴は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のアからカまでのいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

ア 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

イ 酒気を帯びていると認められる者

ウ 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

エ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等の意思を表示するものを携帯している者

オ 笛、太鼓、その他の楽器の類又はラジオ、拡声器その他の音響装置等の大きな音のするものを携帯する者

カ アからオまでに定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

- (2) 会長等は、傍聴者に対し次に掲げる事項を遵守させ、静穏に傍聴するよう求め、会議の公正かつ円滑な運営に努めるものとする。

ア 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

イ 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。

ウ 大きな声、音を発する等騒ぎ立てないこと。

エ みだりに席を離れ、又は不体裁な行動をしないこと。

オ 飲食又は喫煙しないこと。

カ 携帯電話等の通信機器の使用（着信音を発することを含む。）をしないこと。

キ アからカまでに定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（３） 会長等は、会議を非公開とする決定をするときは、傍聴者に対し、速やかに退場するよう指示しなければならない。

（４） 傍聴者がこの指針に定める事項に違反する場合は、会長等がこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

（会議開催の周知）

第 7 条 附属機関は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の 7 日前までに、次に掲げる会議の開催案内（様式第 1 号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

（１） 会議の名称

（２） 開催日時

（３） 開催場所

（４） 議題

（５） 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）

（６） 傍聴者の定員

（７） 傍聴手続

（８） 問い合わせ先

（９） その他必要な事項

（会議録の作成及び会議結果の公表）

第 8 条 附属機関は会議録を作成し、会議開催後概ね 1 月以内に、次に掲げる会議の概要報告（様式第 2 号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により

公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (１) 会議の名称
- (２) 開催日時
- (３) 開催場所
- (４) 議題
- (５) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）
- (６) 出席者
- (７) 傍聴者数
- (８) 会議資料
- (９) 議事の結果概要
- (１０) その他必要な事項

２ 第３条ただし書により会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法並びに会議資料に十分配慮したうえで可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

(その他)

第９条 会議の公開等について市民等から意見の申出があった場合は、当該附属機関を所管する所属において適切に対応するものとする。

(委任)

第１０条 この指針に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、各附属機関が定める。

付 則

この指針は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、この指針の施行後、最初に行われる会議については、この指針は適用しない。

様式第 1 号（第 7 条関係）

会議の開催案内	
1. 会議の名称	
2. 開催日時	年 月 日（ ） 時 分から
3. 開催場所	
4. 議題	
5. 公開又は非公開の別	☐ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開 （一部公開・非公開の理由）
6. 傍聴者の定員	人
7. 傍聴手続	
8. 問い合わせ先	
9. その他	

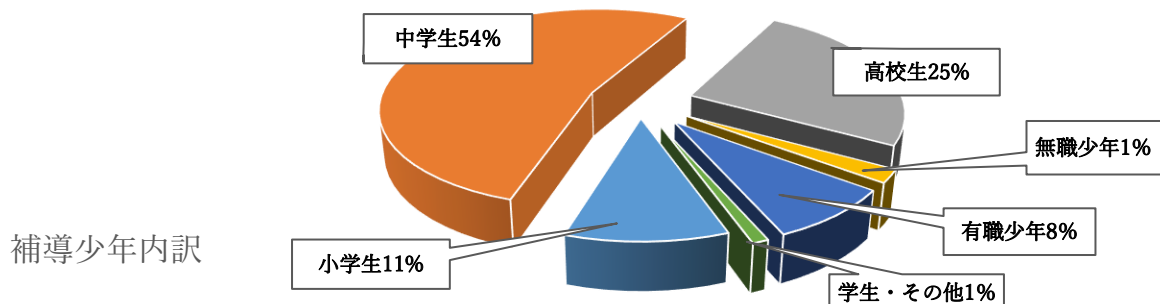
様式第 2 号（第 8 条関係）

会議の概要報告	
1. 会議の名称	
2. 開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
3. 開催場所	
4. 議題	
5. 公開又は非公開の別	☐ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開 （一部公開・非公開の理由）
6. 出席者	
7. 傍聴者数	人
8. 会議資料	
9. 議事の結果概要	
10. その他	

令和3年度甲賀市少年センター活動概要について

1 街頭補導活動

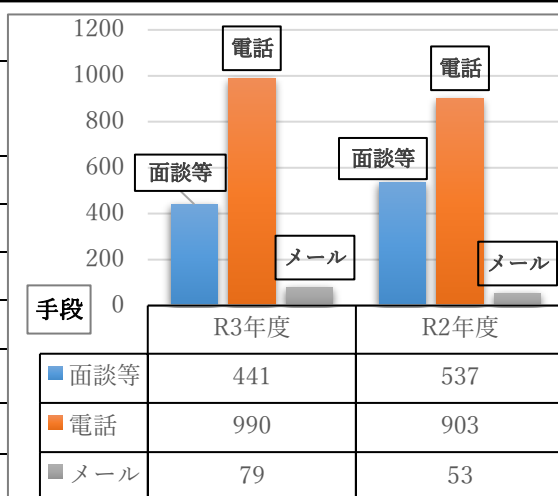
巡回補導延べ回数 (内補導委員会計画)		比 較	従事者 延べ人数	比 較	補導少年 延べ人数	比 較
R3年度	119 (29)	-28%	398	-27%	96	-34%
R2年度	166 (47)	(-47回)	542	(-144人)	145	(-49人)



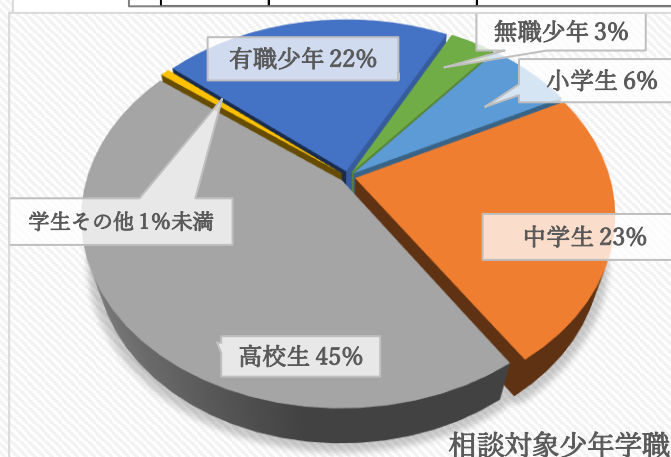
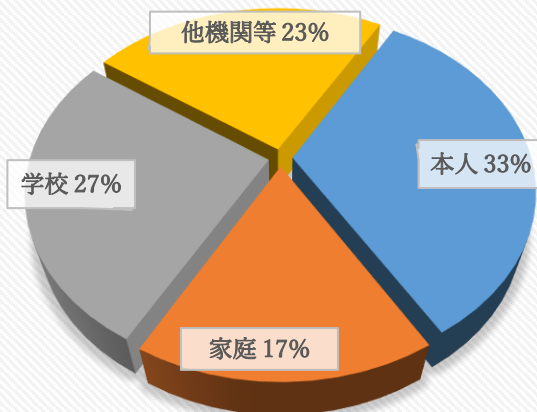
街頭補導活動については「新型コロナウイルス感染症」防止対策により、市のリスクレベルに沿って自粛した。令和3年度においても前年度に引き続き活動自粛を継続したことで実施回数や補導少年数も減少したが、子供たちの動きが一部の少年宅に集まる傾向も見られた。また、SNSを介して他校生・他市生徒とのつながりが気になる。

2 相談活動

相談者区分	R3年度	R2年度	相談対象少年学職	R3年度	R2年度
本人	499	535	小学生	97	290
家庭	253	152	中学生	349	468
学校	402	393	高校生	675	238
他機関等	356	413	学生その他	10	18
計	1,510	1,493	有職少年	327	413
			無職少年	52	66



相談者区分



相談受理件数はここ数年、毎年度 1,000 件を超える状況にあり高水準で推移している。令和 3 年度は延べ 1,500 件を超える相談を受理した。増加理由については積極的な学校訪問活動や広報啓発活動を通じて少年センターの存在・活動内容が広く学校、関係機関、団体、一般市民の方々に浸透してきた結果の表れと思われる。

昨年度の特徴としては相談者区分の中で、「学校」「関係機関」の相談比率が高いことや、家庭からの相談が増加傾向にあることが挙げられる。学校や関係機関が家庭の課題を少年センターにつないでいただいたことが要因と思われる。

また、学職別では「小学生」が 97 件で前年度比－193 件の大幅減となり、高校生が 675 件で前年度比＋437 件の大幅増となったが、小学生の減少については前年度から対応していた小学生の不登校、問題行動相談に一定の解決を見たケースがあり、高校生の増加については昨年度に入って不登校・学習支援・家庭内暴力等に関する相談が増加したことによるものである。

手段別では「電話相談」が 990 件に上り、相談全体の 65%を超えているが、これについてはコロナ禍であることから前年度に引き続き「非面接での相談」を意識的に強化した結果によるものと分析している。

※主な相談内容

非 行 相 談													
類 型	盗癖 窃盗	暴力 行為	校内 暴力	家庭内 暴力	たかり 恐喝	飲酒	喫煙	家出	深夜 はいかい	金銭 乱費	道交法 違反	怠学	累計
R3 年度	63	8	20	69	7	3	11	4	3	7	21	3	219
R2 年度	12	46	84	111	15	1	2	102	3	9	11	0	396
増 減	51	－38	－64	－42	－8	2	9	－98	0	－2	10	3	－177

非 行 相 談 以 外 の 相 談														
類 型	不登校	学校 学業	就職 仕事	家庭	しつけ 生活	交友	性	発達 障害	心の病	健康 身体	いじめ	虐待	その他	累計
R3 年度	94	191	77	7	797	33	2	0	2	5	3	61	19	1,291
R2 年度	168	147	69	10	565	50	9	16	5	0	10	32	16	1,097
増 減	－74	44	8	－3	232	－17	－7	－16	－3	5	－7	28	3	194

相談内容的には校内暴力・家庭内暴力・家出等の「非行相談」が 219 件で前年度比－177 件となった。「非行相談」が減少したことについては、対応が長期化していた小・中学生による暴力行為や校内暴力、家出問題などに一定の解決が見られたことによるものである。

「非行相談以外」では小学生の「不登校問題」の一部に解決が見られたことで不登校相談は前年度より減少したが、その反面、学校・学業問題、しつけ・生活問題など、学校や家庭における子供の生活態度等から派生していると思われる相談、さらには「虐待相談」の増加がみられるなど、全体としては増加した。これらについては、コロナ禍において親子で過ごす時間の長期化で親子間トラブルが未だ継続しており、これが一部の子供たちの学校生活にも影響を及ぼしていることが考えられる。

また、昨年度は小学生を対象とした相談が減少したが、ここ数年を見ると小学生に関わる相談は増加傾向にあり、相談対象に低年齢化が見られる。

令和4年度 少年センター活動状況（4～7月）

(1) 街頭補導活動

年度	巡回補導延べ回数 (補導委員会活動含む)	活動 延べ人数	補導少年
R 4	6 1 回	2 3 7 人	3 4 人
R 3	5 7 回	1 7 4 人	3 1 人

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら実施している。本年度は祭り等の開催により活動回数がやや増加している。また、以前のように大量販店や公園での集団化は減少しているため、少年たちの行動把握がより難しくなっている。本年度もSNSを介した他市町・他校生とのつながりが見受けられる。

●少年センターが主体となった主な巡回活動

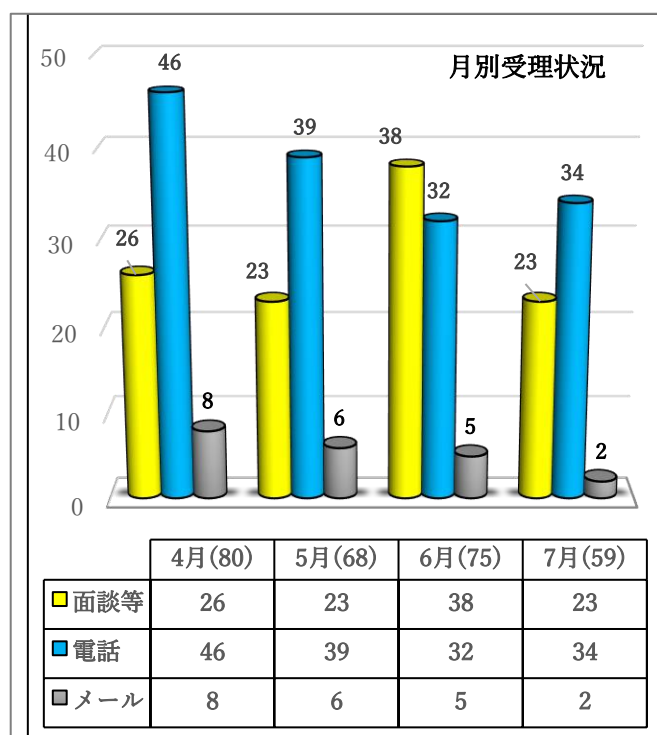
※合同街頭補導(少年補導委員会・関係機関等)については、今年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症対策で現地集合・現地解散・短時間実施を原則とした。

※「愛の一声」：犯罪行為や不良行為ではないが、非行の芽・兆候が見られる少年に予防的な意味合いで行う声かけをいう。 [小：小学生 中：中学生 高：高校生 有：有職少年 無：無職少年] (内女子)

月	日(曜日)	時間	事業内容	備 考
4	5 日(火)	18:30	合同街頭補導	水口町内量販店等
	1 5 日(金)	18:30	合同街頭補導	甲南町内量販店等
		19:10	センター巡回	甲南町内
	1 9 日(火)	19:30	合同街頭補導	水口曳山祭宵宮 ※高7(4) 無2(1) 有6(4)
	2 7 日(水)	14:30	センター巡回	水口町内
5	9 日(月)	18:30	合同街頭補導	水口町内量販店等
		19:10	センター巡回	水口町内
	1 8 日(水)	13:00	センター巡回	土山町内
	2 0 日(火)	18:30	合同街頭補導	信楽町内中学校下校時間見守り
	2 5 日(水)	9:00	センター巡回	水口町内
6	1 日(水)	18:30	合同街頭補導	甲南町内量販店等
		19:20	センター巡回	甲南町内
	1 6 日(木)	13:00	センター巡回	甲南・水口町内
	1 7 日(金)	14:00	センター巡回	水口町内
		18:30	合同街頭補導	水口町内量販店等
	2 1 日(火)	13:30	センター巡回	甲南町内
	2 2 日(水)	14:30	センター巡回	水口町内
	2 3 日(木)	15:30	合同街頭補導	信楽駅前下校時間見守り
	2 7 日(月)	15:40	センター巡回	甲南町内
7	1 日(金)	18:30	合同街頭補導	水口町内量販店等 ※高3(1) 無1
	7 日(木)	13:30	センター巡回	土山・甲賀・甲南町内
		18:00	合同街頭啓発	矢川神社七夕まつり
		19:30	合同街頭補導	矢川神社七夕まつり ※有：4(1) 無3(3)

月	日(曜日)	時間	事業内容	備考
7	15日(金)	18:30	合同街頭補導	水口町内量販店等
	23日(土)	18:00	合同街頭補導	大原祇園宵宮 中止
	23日(土)	20:00	合同街頭補導	しがらき火まつり
	25日(月)	18:30	合同街頭補導	田村神社万灯祭
	30日(土)	18:00	合同街頭啓発	甲賀流にんにん大花火大会
		19:30	合同街頭補導	甲賀流にんにん大花火大会 ※有2(1)

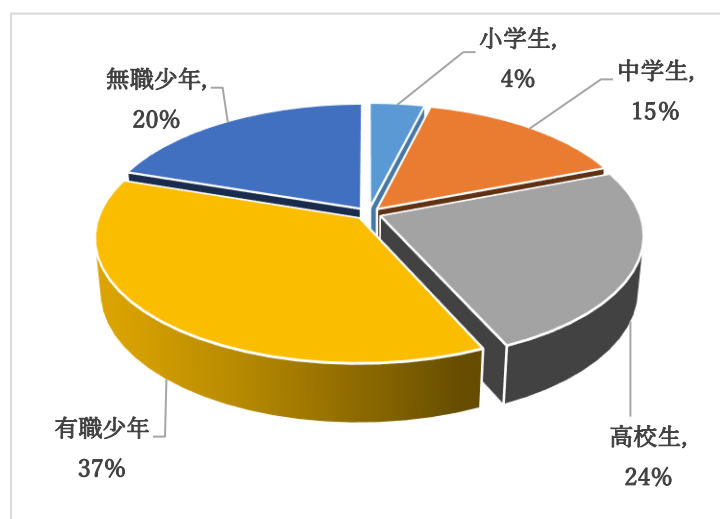
(2) 少年相談受理状況 相談件数延べ282件 (前年度同期 延べ499件)



相談者(延べ数)	4月	5月	6月	7月
本人(147)	34	29	41	43
家庭(43)	14	14	9	6
学校(39)	11	11	11	6
他機関等(53)	21	14	14	4
対象少年(延べ数)	4月	5月	6月	7月
小学生(11)	3	4	4	0
中学生(43)	19	8	12	4
高校生(68)	14	21	19	14
学生その他(0)	0	0	0	0
有職少年(104)	19	19	30	36
無職少年(56)	25	16	10	5

前年度同期と比較して全体では217件減少した。特に高校生(-157件)、中学生(-52件)からの相談件数が減少した。

少年相談対象の内訳(学職別)



相談対象少年の学職別の割合は、「有職少年」に関する相談が最も多く、全体の37%(前年比15件減少)を占め、続いて「高校生」に関する相談が24%(前年比157件減少)となっている。

次いで「無職少年」に関する相談が20%(前年比41件増加)となっている。全体的に減少している中、「無職少年」だけが増加している。

※行為別相談内容(4～7月)

非 行 相 談										
類型	盗癖 窃盗	暴力 行為	校内 暴力	家庭内 暴力	たかり 恐喝	飲酒	喫煙	家出	道交法 違反	累計
R 4	1	2	3	5	5	0	0	3	0	19
R 3	28	2	1	55	0	2	6	0	3	97
増減	-27	0	2	-50	5	-2	-6	3	-3	-78

※「道交法違反」・・暴走行為をする者と行動を共にする行為に関する相談も含まれます。

非 行 相 談 以 外 の 相 談											
類型	不登校	学校 学業	就職 仕事	家庭	しつけ 生活	交友	性	発達 障害	心の病	その他	累計
R 4	3	14	24	1	197	15	2	1	0	6	263
R 3	15	68	21	4	267	10	0	0	2	15	402
増減	-12	-54	3	-3	-70	5	2	1	-2	-9	-139

※「しつけ・生活」・・保護者等のしつけ・生活行動に関する相談(生活改善支援等含む)をいいます。

(3) 環境浄化活動

月	日(曜日)	時間	事業内容	備 考
5	20日(金)	18:30	有害図書等立入調査	図書・DVD等販売店(1店舗)
	31日(火)	13:30	有害図書等立入調査	コンビニ店(7店舗) 陳列指導(3店舗) 包括指定該当図書8冊購入
6	7日(火)	14:00	有害図書等立入調査	コンビニ店(5店舗) 陳列指導(2店舗) 包括指定該当図書2冊購入
	22日(水)	14:30	有害図書等立入調査	コンビニ店(8店舗) 陳列指導(3店舗) 包括指定該当図書2冊購入
7	15日(金)	18:30	有害図書等立入調査	Gソフト・がん具等取扱店(2店舗) 刃物類取扱店(1店舗)

(4) 街頭啓発活動等

月	日(曜日)	時間	事業内容	場 所
4	8日(金)	18:00	「音声放送番組」少年センターについて	あいコムこうか
5	—		広報紙「少年センターだより R4.第1号」発行	関係機関等
6	10日(金)	18:00	「音声放送番組」 18歳を成年(成人)とする改正民放の施行について	あいコムこうか
	24日(金)	9:30	①「薬物乱用防止教室」 啓発用品配布	甲南第一小学校
		10:40	②「薬物乱用防止教室」 啓発用品配布	甲南第一小学校
7	—		広報紙「少年センターだより R4.第2号」発行	区・自治会長、関係機関等
	1～31日		「青少年の非行・被害防止強調月間」 啓発用品コーナー設置	各種会議、施設内等
	7日(木)	18:00	「青少年の非行・被害防止強調月間」 啓発用品配布	矢川神社七夕まつり
	15日(金)	13:35	「薬物乱用防止教室」 啓発用品配布	大野小学校
	30日(土)	18:00	「青少年の非行・被害防止強調月間」 啓発うちわ配布	甲賀流にんにん大花火

4.12 少年補導委員会定例幹事会



4.23 少年補導(委)員会総会・研修会



5.20 合同街頭補導(下校時間見守り)



6.24 薬物乱用防止教室



7.7 「矢川神社七夕まつり」街頭啓発



7.23 「しがらき火まつり」巡回補導



7.30 「甲賀流にんにん大花火」街頭啓発



「青少年の非行・被害防止強調月間」事務所前



○甲賀市少年センター条例

平成17年6月24日
条例第44号

(設置)

第1条 少年補導活動及び少年相談活動等を総合的かつ効果的に行い、少年の非行を防止し、少年の健全な育成を図るため、甲賀市少年センター(以下「少年センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
甲賀市少年センター	甲賀市水口町本丸1番10号

(事業)

第3条 少年センターは、[第1条](#)の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 少年の健全育成に関すること。
- (2) 少年相談に関すること。
- (3) 少年支援に関すること。
- (4) 少年の非行防止に関すること。
- (5) 少年補導に関すること。
- (6) 有害環境の浄化に関すること。
- (7) 情報・資料の収集及び整理に関すること。
- (8) その他少年センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(協議会)

第4条 教育委員会の諮問に応じて少年センターの円滑な運営を調査し、審議するため、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第138条の4第3項](#)の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 [前各項](#)に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(職員)

第5条 少年センターに、所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第6条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、甲賀市教育委員会規則で定める。

付 則

[この条例](#)は、平成17年7月1日から施行する。

付 則(平成25年条例第36号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○甲賀市少年センター条例施行規則

平成17年6月30日
教育委員会規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市少年センター条例(平成17年甲賀市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 甲賀市少年センター(以下「少年センター」という。)において所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条に掲げる事業の企画実施に関すること。
- (2) 甲賀市少年センター協議会(以下「協議会」という。)に関すること。
- (3) 甲賀市少年補導委員(以下「少年補導委員」という。)に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 少年センターの管理に関すること。
- (6) 少年センターの庶務に関すること。

(協議会の会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の運営)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(相談業務)

第6条 条例第3条第2号に掲げる相談業務(以下「相談業務」という。)の時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 相談業務の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和28年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(少年補導委員)

第7条 少年センターに少年補導委員を置く。

2 少年補導委員は、教育委員会が委嘱する。

3 少年補導委員の定数は、79人以内とする。

4 少年補導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の少年補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 少年補導委員は、再任することができる。

(少年補導委員の任務)

第8条 少年補導委員は、少年センターの事業目的達成のために次の任務を行う。

- (1) 少年の保護及び少年補導
- (2) 非行少年等の早期発見及び継続補導
- (3) 少年をめぐる有害環境の浄化
- (4) 非行防止のための地域社会に対する啓発
- (5) 非行防止対策に必要な地域団体との連携及び連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、少年の非行防止対策のために必要と認められる事項

(少年補導委員の服務)

第9条 少年補導委員は、その職務上知り得た事項については厳に秘密を保持しなければならない。

- 2 少年補導委員は、常に他の少年補導委員との連絡を密にし、知識の向上に努めなければならない。
- 3 少年補導委員が、補導活動その他任務に従事するときは、常に少年補導委員証(別記様式)を携帯しなければならない。

(専決事項)

第10条 所長は次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 少年センターの事業の企画実施に関すること。
- (2) 少年センターの管理、運営及び職員の服務に関する軽易な事項

(公印)

第11条 少年センターが使用する公印の名称、ひな形、寸法及び用途等は、次のとおりとし、所長がこれを保管する。

公印の名称	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	用途
甲賀市少年センター 所長		れい書	方21	所長名をもって発する文書用

- 2 公印の取扱いについては、[甲賀市公印規則\(平成16年甲賀市規則第10号\)](#)の規定を準用する。
(その他)

第12条 [この規則](#)に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

[この規則](#)は、平成17年7月1日から施行する。

付 則(平成18年教委規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第5条第4項の規定にかかわらず、少年補導委員の任期は、平成18年度の委嘱する者に限り平成18年6月1日から平成20年3月31日までとする。
付 則(平成26年教委規則第8号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

[別記様式\(第9条関係\)](#)

別記様式(第9条関係)
甲賀市少年補導委員証

(表面)

		第 号	
		甲賀市少年補導委員証	
写真			
氏名			
生年月日			
任期	年	月	日から
	年	月	日まで
	年	月	日交付
甲賀市教育委員会 印			

(裏面)

注意事項
1 本証は、甲賀市少年センター設置条例施行規則第9条第4項の規定に基づくものである。
2 本証は、少年補導委員が街頭補導等その任務に従事するときは、必ず携帯しなければならない。
3 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
4 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
5 退職その他の理由により少年補導委員としての身分を失ったときは、直ちに本証を返還しなければならない。

甲賀市少年センターだより

令和4年度 第1号



甲賀市水口町本丸1-10 水口中央公民館別館2階

TEL 0748-62-6010

FAX 0748-63-3977

メール k-syonen@city.koka.lg.jp R4.5月発行

繋がり 思いやり



甲賀市教育委員会
教育長 西村文一

花の季節が桜から山躑躅やハナミズキに移り変わり、新緑鮮やかな季節となりました。

本日ここに、令和4年度甲賀警察署少年補導員ならびに甲賀市少年補導委員委嘱状交付式および表彰式、令和4年度甲賀市少年補導(委)員総会・研修会が、多数のご来賓の皆様にご臨席いただき開催されるにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

日頃から皆様方には、本市の青少年の非行防止と健全育成のために、それぞれのお立場から格段のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

後ほど、表彰を受けられます皆様方には、長年にわたる献身的な活動に対し心から敬意を表しますとともに、改めて深く感謝申し上げます。

さて、令和4年4月1日の民法改正で、成人年齢が18歳に引き下げられたことにより、契約の締結や国家資格の取得などが可能となり、自分の意志で決定できることが増える一方、それに伴う責任が発生してまいります。このことについては、当該年齢の若者のみならず、すべての国民の認識と理解が必要であると考えるところです。

現在、青少年を取り巻く社会環境の変化は著しく、特に高度情報化社会の急激な進展は、誰もが利便性を享受できる反面、様々な犯罪やトラブルに巻き込まれる危険性が増すことに繋がります。

また、新型コロナウイルス感染症の発生から2年以上が経過し、現在ではやや感染状況が減少傾向にあるものの、未だ終息の目途は立っておらず、引き続き、慎重な対応が必要です。本市教育委員会といたしましても、学校における子どもたちの感染防止の徹底や、感染判明時の迅速かつ適切な対応、また、文化

スポーツに関わる行事やイベントの安全な実施に向けて、万全の態勢で取り組んでまいります。

さて、このようなコロナ禍においても、「新しい生活様式」に基づいて教育を豊かに展開し、笑顔あふれる日常を継続していくためには、「人と人との繋がり」や「他者への思いやり」がとりわけ重要であると考えています。

社会全体の閉塞感が長期に渡って続く現在、日々の生活や人間関係、学習などに対する不安やストレスを抱えている子どもたちは少なくありません。

このような時であるからこそ、寄り添い、認め、支えてくださる方々の存在は大きく、「繋がり」と「思いやり」を基盤とする関わりは、この場にお集まりの補導(委)員の皆様方の活動にお願いするところであります。

今後も引き続き、市内における街頭啓発や巡回補導をはじめ、薬物乱用防止教室や防犯教室の開催等により、学校・保護者・地域の皆様方が一体となって支える青少年の健全育成に一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、少年補導委員会のより一層のご発展と、少年補導(委)員の皆様方の今後益々のご健勝とご活躍をお祈り申しあげ、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

困ったときは

ひとりで悩まないで 気軽にお電話を!

秘密厳守・無料

交友関係、生活、いじめ、家族、学業、不登校、就労など

相談日：平日のみ(8時30分～17時15分)

年末年始、土、日、祝日は休み

(0748) 62-6010

k-syonen@city.koka.lg.jp



令和4年度甲賀警察署少年補導員ならびに甲賀市少年補導委員委嘱状交付式および表彰式 甲賀市少年補導(委)員会 総会・研修会

令和4年4月23日(土)に『甲賀警察署 大会議室』において、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底したうえで甲賀市少年補導(委)員会総会・研修会を開催しました。

総会では、令和4年度の事業計画と会計予算が承認されました。甲賀市の青少年の非行防止と健全育成に向けて、さらに充実した活動を展開していきたいと思ひます。

総会に先立ちまして、「甲賀市あんぜん・あんしんなまちづくり市民会議」会長の岩永裕貴甲賀市長様をはじめ来賓の方々のご臨席のもと、甲賀警察署長 瀧岡英典様から委嘱状交付および永年勤続功労者表彰状が授与され、また、甲賀市教育委員会 西村文一教育長から、長年ご活動いただきました退任者へ感謝状の贈呈がありました。その後の研修会では、甲賀警察署生活安全課長 高岡景磯様から「少年補導(委)員としての心構え」についてお話をいただきました。

～ 令和4年度 甲賀市少年補導(委)員の紹介 ～

任期:令和4年4月1日～令和6年3月31日

令和4年4月、甲賀警察署長および甲賀市教育委員会から委嘱を受けた少年補導(委)員です。

水口	池本 壽志	石川富美代	川村 健久	北出 孝子	北村 正之
	草間 行雄	黒田 義則	佐伯 千代	坂本正太郎	杉本 義一
	瀬野 滋乃	中西きよみ	長尾 修平	西村 智明	西村 久
	林 善彦	林田 一子	藤村 和之	宮城 善美	宮治 一八
	山田 長則	山田 康廣	山本 敬次	吉田 泰啓	吉原やすゑ
土山	井上 勝	古賀 誠	畑 忠利	小西 好恵	竹嵩 理
	立岡 裕司	前田 武広	谷口 克己	村上 明子	市井 妙子
甲賀	東 斐彦	小川 浩美	川村 文江	瀬古 祐嗣	辻 しげみ
	中井 徳昭	中本 博之	平田 昌規	藤江 慎二	藤川 淳子
	森田 秀次	山下 英豊			
甲南	網 千鶴子	井澤 信行	奥村 享子	神田 剛史	木田 宣夫
	北浦 紀道	木村 圭一	倉田 啓介	渡 邊 淳史	中井 紀子
	杉庄 裕章	竹若 能子	谷 聡之	中野 照子	福永 哲也
	堀 恵子	山本紀代子	山本 利次		
信楽	大谷 真五	奥村 弘道	谷 弘樹	里見 淳	高井 巧八
	高岩 眞介	高本 和昇	中井れい子	大川 宜佐	福山 博士
	藤原也之亮	洞 重則	宮川 憲和	村田 浩似	



役員

会 長: 林 善彦
副会長: 前田 武広
副会長: 中井 徳昭
監 事: 中本 博之
監 事: 中井 れい子
水口地区幹事: 池本 壽志
土山地区幹事: 井上 勝
甲賀地区幹事: 中本 博之
甲南地区幹事: 倉田 啓介
信楽地区幹事: 中井 れい子

甲賀市少年補導委員会の主な活動



街頭補導活動

- ・少年センターや甲賀警察署との合同街頭補導や祭礼、イベント等にあわせた補導活動
- ・通学路巡回活動の実施

広報・啓発活動

- ・街頭などで青少年の非行・犯罪被害防止に向けた広報・啓発活動
- ・オリジナルしおり等で非行防止の啓発活動の実施

研修活動

- ・補導(委)員のスキルアップのため、関係機関訪問研修や研修会への参加
- ・補導活動や薬物乱用防止教室実施のための講習会の開催

有害環境浄化活動

- ・センターが行う有害な図書・DVD等の取扱店の立入調査に随行して販売状況を確認
- ・有害図書回収箱「通称白ポスト」の図書回収



小学校での
薬物乱用防止教室の様子

各種防犯教室活動

- ・市内の保育園や幼稚園、小学校を訪問して、誘拐防止教室や万引き防止教室および薬物乱用防止教室の開催

甲賀市少年センターだより

第2号



甲賀市水口町本丸1-20 水口中央公民館内

TEL 0748-62-6010

FAX 0748-63-3977

メール k-syonen@city.koka.lg.jp R4.6発行



甲賀警察署

署長 瀧岡英典

着任あいさつ

三月二十二日付けで甲賀警察署長に着任しました瀧岡英典でございます。

平素は、警察業務の各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

とりわけ、少年の非行防止や健全育成活動、更には子どもの安全対策に多大なるご尽力をいただいておりますことを、本紙をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。

また、関係機関・団体、ボランティアの方々など、本場に多くの皆様方が、各種活動

に献身的にお取り組みいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

まず、県下の犯罪情勢についてご説明させていただきますと、刑法犯の認知件数は平成十四年をピークに年々減少傾向にあり、甲賀警察署管内も減少傾向にあります。

次に、県下の少年非行の現状ですが、過去十年間における少年の非行、補導件数は、いずれも減少傾向にありましたが、昨年は、非行、補導件数ともに増加に転じしました。

特に、補導の増加の中では、正当な理由がなく、学校を休み、早退等をする怠学で補導されている少年が増加しています。

管内の非行状況は、令和三年中、検挙補導した少年の総数は170人であり、一昨年より14人減少しています

が、万引きや暴行などの刑法犯少年については31人で、9人の増加となりました。

長期的に見ると、当署管内では減少傾向を維持しており、特に、非行の入り口と言われる、喫煙等の補導件数や乗り物盗などの初発型非行の件数は、十年前と比べて、乗り物盗は約6分の1、万引きは約5分の1、また、補導の件数は約8分の1と大きく減少しております。

しかしながら、県下では少年による殺人などの凶悪犯罪や大麻使用などの薬物事犯、特殊詐欺の犯行に関わる事件の発生や、SNS利用にかかる被害など、近年、少年を取り巻く犯罪情勢につきましては大きく変化しております、予断を許さない状況となっております。

警察としても、将来を担う少年の更生や立ち直り

支援などの健全育成活動の重要性を認識するとともに、地域住民の皆様方の安全・安心を確保するため、犯罪抑止活動や事故防止活動を強力に推進し、関係者の皆様方との連携を深めながら、少年の非行防止活動に取り組んで参りたいと考えております。

未だ、終息が見えない新型コロナウイルスの感染拡大により、新しい生活様式へと、私たちの生活は大きく様変わりしております。

これからも、地域住民の皆様におかれましては、様々なご苦勞もあると承知しておりますが、将来を担う少年の非行防止と健全育成のため、警察活動へのご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



不正大麻・けし撲滅運動



大麻・けしに関わる事犯の発生は、関係機関の努力にもかかわらず依然として後を絶たない現状にあり、これらの事犯の発生を防止するためには、不正栽培事犯の発見に努めるとともに、犯罪予防の観点から自生する大麻・けしを一掃することが重要です。

本運動は、不正栽培及び自生する大麻・けしを撲滅するために、これら的大麻・けしの発見及び除去を実施するとともに、広く一般に対して大麻・けしに関する正しい知識の普及を図ることを目的としています。

「大麻」や麻薬の原料となる「けし」は、法律で栽培や所持が禁止されています。「けし」は美しい花が咲くため、植えてはいけないうちから大きな責任・義務を背負うこと」につながることを十分理解しておく必要があります。

不正に栽培もしくは自生している大麻やけしを発見した場合は、すぐに県庁薬務課、最寄りの保健所または警察へご連絡ください。

18歳を成年(成人)とする改正民法の施行について

成年(大人)になる年齢が、20歳から18歳に引き下げる改正民法が本年4月1日から施行されました。つまり、法律上この施行日以後に18歳の誕生日を迎えられた方は、その時点から順次成年(大人)となることを意味します。

ですから高校生の身分であっても、18歳の誕生日を迎えられた方はその時点から成年(大人)となります。

ただ「18歳で大人になったから」といっても20歳以上にならないとできないこともありますし、権利が拡大されても注意を要する問題もあります。

18歳を迎えてできること

親の同意がなくても

- ①契約行為ができる。(各種商品購入契約、ローン・クレジット・カード契約など有効な契約行為が本人の責任の下でできる)
- ②本人同士で意思によって婚姻届けを提出することができます。

18歳を迎えても20歳になるまでできないこと、守られること

- ①飲酒・喫煙ができない
- ②競馬・競輪などの公営ギャンブルができない
- ③18歳、19歳は少年法上『特定少年』に分類され、この年齢の犯罪は原則、少年法が適応される。(少年として守られる)

注意しなければならないこと

18歳以上の契約行為については、未成年者としての契約取り消しができない。(多額の商品をクレジット払いで契約し、大きな借金を抱えても契約取り消しができないなど)

このように、広く権利が拡大される反面「場合によっては、若いうちから大きな責任・義務を背負うこと」につながることを十分理解しておく必要があります。

(あいコムこうか放送内容より)

困ったときは

ひとりで悩まないで 気軽にお電話を!

秘密厳守・無料

交友関係、生活、いじめ、家族、学業、不登校、就労など

相談日：平日のみ(8時30分～17時15分)

年末年始、土、日、祝日は休み

(0748) 62-6010 k-syonen@city.koka.lg.jp



R3年度少年センター相談受理状況

合計延べ1,510件受理

〇面談等:441 電話:990 メール:79

内 容	件数	内 容	件数
盗癖・窃盗	63	暴力行為	8
校内暴力	20	家庭内暴力	69
たかり・恐喝	7	飲酒	3
喫煙	11	家出	4
深夜はいかい	3	金銭持出等	7
道交法違反等	21	不登校	94
学校・学業	191	就職・仕事	77
家庭	7	しつけ生活	797
交友	33	性	2
健康身体	5	心の病	2
いじめ	3	虐待	61
怠学	3	その他	19

〇相談者内訳

本人	499	家庭	253
学校	402	職場	19
関係機関	318	その他	19

〇相談対象少年内訳

小学生以下	97	中学生	349
高校生	675	学生その他	10
有職少年	327	無職少年	52

相談件数が年々増加しています。相談者の内訳では、家庭からの相談が253件(前年度比+101件)、学校からの相談が402件(前年度比+9件)と増加しました。

相談対象者では、高校生が675件で前年度の2.8倍となり、大幅に増加しました。

～定期学校訪問が始まりました～

5月から順次甲賀市内の小学校21校、中学校7校、高等学校等6校、児童福祉施設2園、そして市外の高等学校等7校を訪問させていただいております。

今後も定期的に訪問させていただき、学校の先生方や関係機関・団体等の方々と連携を密にしながら、子どもたちの健全育成に少しでも役立てる取組を推進してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。